

Q 「社会に開かれた教育課程」とコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)について教えてください

A 平成29年3月公示の学習指導要領は、「学力の3要素」の育成や「カリキュラム・マネジメント」による教育活動の質の向上を目指しています。そして、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善やプログラミング教育などの推進を図っています。今回の学習指導要領の基本的な理念は、「教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようになるのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。」(学習指導要領 前文)と述べているように、「社会に開かれた教育課程」と言えます。

この「社会に開かれた教育課程」には、以下の3つの視点があります。

- ・学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会が共有すること。
- ・児童生徒自らの人生を切り拓いていくために求められる資質・能力を教育課程に明確にすること。
- ・学校や地域の実態等に応じて、教育活動に必要な人的又は物的な体制を学校と地域・家庭が協力して整えること。

この取組は、地域の人材や企業等からゲストティーチャーや外部講師を活用する活動を増やすことを目的にしていません。社会のニーズに対応するのではなく、今後求められる資質・能力の育成のために、学校における教育活動が、地域や社会とどのような関連やつながりを明確にした教育課程を、学校と地域が共有することです。

その実現には、学校と地域の接点の手段の一つに、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の設置と活動があります。これまで学校では、「学校評議員制度」を活用して、学校改善への意見聴取を行ってきました。また、「学校支援地域本部」事業を活用して、「地域とともにある学校づくり」に取り組んできました。これらの取組は、県内のほとんどの学校で推進されてきました。この二つの活動を基礎にして、学校と地域が協力協働して学校運営を進めるコミュニティ・スクールに発展をさせてはどうでしょうか。

コミュニティ・スクールは三つの機能があります。

- ・校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。
- ・学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができる。
- ・教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる。(「地方教育行政の組織及び運営に関する法律 37条6」)

奈良県内では、平成30年度末現在で全校種57校設置されています。主な所掌事項は、各教育委員会の規則で定められています。概ね定められているのは以下のとおりです。

- ・教育目標や学校経営に関すること。
- ・教育課程や組織編成に関すること。
- ・学校予算や編成及び執行に関すること。
- ・その他の校長が必要と認める事項。

コミュニティ・スクールによって、学校・家庭・地域の三者が学校ビジョンを共有し、一方的な支援に止まらず、主体的・能動的な取組の展開となります。また、熟議によって多様な人々の英知を結集して、学校運営の改善を果たすPDCAサイクルを確立させることとなります。

「社会に開かれた教育課程」は、このようにコミュニティ・スクールの取組の中で実現が図れるのではないのでしょうか。

校種

全校種